

第1編 総規(大月都留広域事務組合公告式条例)

第2章 公告式

○大月都留広域事務組合公告式条例

(昭和42年10月11日条例第4号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例及び規則の公布)

第2条 大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)の条例その他規則を公布しようとするときは、原本に公布の旨の前文及び年月を記入し、組合長がこれに署名し、かつ、本文の初めに公布番号を付さなければならない。

2 前項の公布番号は、「条例」又は「規則」の文字に組合名を冠し、毎年1月に始まり、12月に終わるものとする。

(規程の公布)

第3条 前条の規定は、組合の規程、組合議会の定める規則及びその規程で公表を要するものにこれを準用する。

(公布の方法)

第4条 前2条の規定の公布は、大月市、都留市各市役所前の掲示板に掲示して行う。

附 則

この条例は、昭和42年10月11日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約(昭和40年大月都留衛生組合同規約第1号)の一部を改正する規約の施行の日から適用する。